留守家庭児童育成室の民間委託について

~②募集要領•仕様書編~

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室

説明内容

②募集要領・仕様書編

内容	資料ページ	動画時間
共通募集要領 (概要)	3~5	0:39~
事業者選定の評価項目と基準(概要)	6	4:23~
共通仕様書 (概要)	7 ~ 8	7:13~
ホームページでの資料公開	9	9:46~

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務 受託事業者共通募集要領(概要)

参加(応募)資格要件

- ◎ 次のいずれかの事業の運営実績がある法人
 - ・ 児童の保育又は教育の分野に係る事業(保育所、認定こども園や幼稚園など)
 - ・ 児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業(放課後児童クラブや一時預かり事業など)
 - ・ 青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事(青少年活動団体など)
- ◎ 打合せ、緊急体制

法人の責任者と指導員との頻繁な打合せや、緊急時に迅速な対応ができる体制が確保されていること。



常に連携が取れる体制であり、緊急なトラブル対応にも責任者が現場に駆け付けられることを条件

◎ 応募する留守家庭児童育成室の見学会に参加していること



事業者には、応募する育成室の保育環境や児童の様子を事前に見学した上で、提出書類を作成し、 応募することを条件としています。(見学は、令和6年5月中旬に実施予定)

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務 受託事業者共通募集要領(概要)

◎ 運営業務受託に係る連携協定(概要)

(連携事項)

- 引継保育に関すること。
- 2 保護者との打合せに関すること。



令和7年4月までは、委託による契約 関係にはないため、連携協定を締結し、 約束ごとを決めます。

(引継保育)

- I 運営開始する際に配置しようとする指導員を従事させるものとする。
- 2 支援の単位当たり<u>20日以上かつ延べ80時間以上</u>行うものとする。また、<u>その期間において、半数以上は</u> 有資格者又は実務経験者を配置するものとする。

(保護者との打合せ)

- I 市と合同で保護者に対して<u>懇談会を開催</u>するものとする。また、その内容に応じて全体懇談や個人懇談 を行い、丁寧に進めるものとする。
- 2 4月から入室する児童の保護者に対して入室説明会を開催するものとする。

(協定の履行等)

協定に違反し、又は継続し難い行為を行ったときは、この協定を解除することができる。また、<u>委託</u>契約予定事業者として決定した事項を取り消すことができる。

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務 受託事業者共通募集要領(概要)

◎引継保育に係る補助金

I 支援当たり、下表の基準に応じ、補助上限額の範囲内で実際にかかった経費を補助

	最低条件	必要に応じて			
基準日数	20日	30日	40日	50日	60日
基準時間(延べ)	8 0 時間	I 2 O 時間	Ⅰ60時間	200時間	2 4 0 時間
補助上限額	320千円	480千円	640千円	800千円	960千円

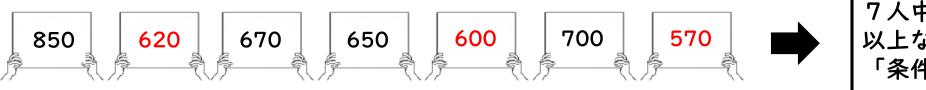
引継保育は、要配慮児童の保育など、4月から円滑に運営する上で、直営指導員がいる間に引継ぎが必要と判断したものを実施。

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定の評価項目と基準(概要)

◎ 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)

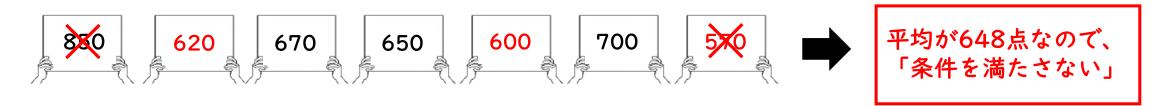
次のア~エの全ての条件を満たさなければ選定しない。

ア 出席委員の半数以上から採点合計が650点以上



7人中4人が650点 以上なので、 「条件を満たす」

イ 出席委員の採点のうち、最上位と最下位の採点を除外した採点合計の平均が650点以上



- ウ 評価項目「**運営方針**」及び「<u>職員体制</u>」で、出席委員の<u>半数以上から**5段階中2以下**の評価がない</u>
- ○児童に対する保育内容 ○十分な引継保育が行えるか ○保護者、学校及び地域との連携
- ○有資格者や実務経験者がどの程度配置されるか ○安定して継続的に職員配置ができるか
- エ その他の評価項目で、出席委員の半数以上から5段階中 I の評価がない

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託 共通仕様書 (概要)

- ◎ 指導員の配置等
 - (1) 指導員の配置
 - 条例の規定に基づき、必要な人数及び資格要件を満たす者(**有資格者**)を配置すること。
 - → | 教室当たり、<u>放課後児童支援員</u>を2人以上配置(その | 人を除き補助員に代えることができる。)

次のいずれかに該当する者で、府が行う研修を修了した者(I年以内の予定者含む)

- ●保育士 ●社会福祉士 ●教員 ●大学又は大学院で特定の課程を修めて卒業した者
- ●高校卒業者等で、かつ、2年以上児童福祉事業に従事した者 など
- 担任のうち I 人以上は、**実務経験者**を配置しなければならない。
 - ①放課後児童健全育成事業に2年以上従事した者
 - ②保育園等で保育士又は小学校等で教員の勤務経験を2年以上有する者
- (2) 主任指導員

主任指導員には、有資格者かつ実務経験者を配置しなければならない。



吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託 共通仕様書(概要)

◎ 業務内容

- (|) 児童の健全育成に関する業務
 - ○児童に対する保育内容に関することを具体的に記載
 - ・健康管理、適切な遊びの指導、学習活動、要配慮児保育など







(2)事業の運営に関する業務

- ○児童の出欠確認
- ○おやつの実施

 - ・現在の内容や方針を継続する等、保護者の意見に十分配慮して提供すること。
 - ・提供予定のメニューをあらかじめ保護者へ周知すること。
 - ・ 学級懇談会等を通して、会計の収支を報告すること。
- ○保護者や学校等の関係機関との連携
- ○安全衛生、事故発生時の対応等



吹田市ホームページで公開しています

- (I)留守家庭児童育成室民間委託Q&A
- (2) 委託育成室の検証
 - ア 保護者アンケート
 - イ 市による評価
 - ウ 事業者による報告書
- (3) 募集要領・仕様書 (令和5年度選定分)



吹田市ホームページ 留守家庭児童育成室の運営業務委託

吹田市ホームページ (ページ番号1018279) トップページ > 子育て・教育 > 学校 > 留守家庭児童育成室 > 留守家庭児童育成室の運営業務委託